フォーバル GDXリサーチ研究所

RESEARCH GUIDE

リサーチガイド

中小企業向け

中小受託取引適正化法［取適法］

2026年11月17日　フォーバル GDXリサーチ研究所 編集

GDXリサーチ研究所

取引

中小受託取引適正化法（通称：取適法）

取引先との価格交渉をスムーズにし、価格転嫁を後押しする取引ルール

下請法を改正・改称し、2026年1月1日に施行された法律です。受注側の利益を守り、公正な取引を確保するという下請法の考え方を引き継ぎつつ、価格協議に応じない一方的な代金決定や手形払いなどを新たに禁止しました。適切な価格転嫁を定着させ、対等なパートナーとしての取引関係を実現することが狙いです。



■ 対象となる取引

- 製造委託（部品・製品などの製造）
- 修理委託（機械・設備などの修理）
- 情報成果物作成委託（ソフトウェア・デザイン・広告物などの作成）
- 役務提供委託（清掃・保守など、自社が顧客に提供するサービスの再委託）
- 特定運送委託（販売した商品などの顧客への配送）

■ 下請法からの主な変更点

	下請法（改正前）	取適法（2026年 1月～）
価格交渉	価格協議に応じる義務の明記なし	価格協議に応じない一方的な代金決定を禁止
支払い方法	手形払いも可	手形払いを禁止（電子記録債権等も一部禁止）
振込手数料	合意があれば受注側の負担も可	受注側に負担させることを禁止
適用基準	資本金で判定	資本金で対象外でも、従業員数で対象になる場合あり
対象取引	製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託	特定運送委託を追加

■ 施行・相談窓口

2026年1月1日以降の発注から適用／公正取引委員会・中小企業庁・取引かけこみ寺

■ 対応のポイント

受託事業者

- ■ コスト上昇の根拠資料を揃え、書面で価格協議を申し入れる
- ■ 協議を求めた日時・内容を記録し、交渉の根拠として残す

委託事業者

- □ 受注側からの協議依頼に応じる手順を決め、記録を残す
- □ 2026年1月以降の発注は手形払いをやめ、振込手数料も自社で負担する

■ メリット

- 価格協議の申し入れに法律の後ろ盾ができ、交渉を切り出しやすくなる
- 手形払いの禁止で、代金の現金化までの資金繰り負担が軽くなる
- 適正な価格転嫁が進めば、賃上げ原資の確保にもつながる
- 発注側としてもルールを知ることで、意図しない違反を防げる

※2026年10月時点の情報です。正式な情報はURL（公正取引委員会）よりご確認ください。

https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/

※本ガイドは、ブルーレポート中小企業の経営状況の変化への対応<2> https://gdx-research.com/wp-content/uploads/2026/07/bluereport_202608-2.pdf で賃上げ実施企業の約半数が「制度を知らない」と回答した結果を受けて作成しました。